

オーストラリアに暮らす個人の税金から見えるもの

日本との比較で見えてくる、制度と価値観の違い

RSM 清和監査法人 米国公認会計士 秋田谷 薫

はじめに

オーストラリアは日本人にとって最も身近な海外の滞在先の一つです。留学やワーキングホリデー、駐在など、仕事・学びの場として多くの日本人が暮らしています。経済や教育だけではなく、税制度のあり方にも社会の哲学が表れます。本号では、筆者が RSM オーストラリアへ短期出向した経験から、オーストラリアで生活する個人に焦点を当て、消費税、社会保障と税金の関係、家や土地にかかる税金及び働く人の所得税を中心に日本との違いを簡潔に整理しました。税率や制度の比較だけではなく、税を通じて国が何を重視しているのか、その背景にある考え方にも目を向けます。日本と友好関係を築くこの国の税制から暮らし方と価値観の違いを見ていきましょう。

消費税

オーストラリアでは「Goods and Services Tax (GST)」という間接税制度があります。一般的には付加価値税（VAT）に近い形式であり、日本の消費税と基本構造は似ています。GST 登録をした事業者が、課税対象となる販売等に対して課された GST（2025 年 10 月現在 10%）から自らが支払った GST を差し引いて納税・還付の手続を行います。日本では 2023 年に適格請求書保存方式が導入されましたが、オーストラリアは制度当初から「Tax Invoice」義務があり、取引単位で明確に税額が把握されています。一方、制度思想として日本の消費税は、「国民負担の公平性」「財源確保」を目的に設計された国内中心の税制であり、地方財源も同時に確保する仕組みであるのに対して、GST は連邦法に基づく単一制度であり（配分は州へ）、消費者の所在地を基準にした課税をより明確に採用しています。その他の相違点として、日本は飲食料品・新聞などを対象として 8%の軽減税率が適用されていますが、GST では食料品などの生活必需品は非課税となっています。つまり、生きていくための支出にはなるべく税をかけないという考え方になっているのです。

また、昨今急速に進むデジタル化・グローバル化に伴い、両国とも非居住者・プラットフォーム事業者を対象に課税範囲を拡大しています。海外（非居住）事業者が国内消費者に対して電子サービス・デジタル製品を供給する場合、従来課税対象外であったところを、国内消費地ベースで課税対象とする方向に制度が変わっています。日本では 2015 年から、外国事業者による電子サービス（インターネットを通じて行われる電子書籍、音楽の配信等）の国内消費者向け取引も課税対象とされ、オーストラリアでも 2017 年から、非居住者により輸入されるサービス・デジタル製品を GST 課税対象としています。加えて、日本では 2025 年 4 月からプラットフォーム課税制度が導入され、外国事業者が日本国内消費者向けにデジタルサービスを提供し、かつ指定プラットフォームを通じて支払を受けている場合、プラットフォーム事業者が納税義務を負うこととなりました。例えば、個人がアプリなどで課金した場合にはその販売プラットフォームを提供するアプリストアが申告納税義務者となります（各々の外国サービス事業者ではない）。オーストラリアでも非居住者によるデジタルサービス・製品提供に対して、プラットフォーム事業者がみなし供給者として GST 納付義務を負う制度が導入されています。

コロナ渦以後、日本、オーストラリアともにインバウンドの観光客が増加傾向にあります。旅行者（外国人観光客）が両国で買い物をする場合、「輸出免税（Tax-Free）」の考え方が適用されますが、制度の仕組み・運用方法には違いがあります。日本では税務署の許可を受けた「輸出物品販売場（Tax-Free Shop）」において旅行者に対し、一定要件を満たす物品を免税価格で販売

できます。日本が販売時免税型であるのに対して、オーストラリアでは還付型のスキームを採用しています。旅行者は、オーストラリア国内の小売店で GST 込みの価格で購入し、出国時に TRS (Tourist Refund Scheme) カウンターで払い戻し申請を行います。還付を受ける条件として、同一店舗で AUD300 以上 (GST 込み) の購入、出国の 60 日以内の購入、購入時に Tax Invoice を提出するなどがあります。

社会保障と税金

オーストラリアには「Superannuation」という年金の仕組みがあります。これは雇用者が従業員の給与の一定割合 (2025 年 10 月時点で約 11%) を拠出し、従業員名義の年金口座に積み立てる制度です。この資金は、各人が選んだ投資ファンドで株式・債券・不動産などに運用されます。つまり、会社が積み立てるものの、運用主体は本人で退職時にはその積立金と運用益が自分のものになります。雇用主拠出の場合、年金口座内で 15% 課税されますが、これは所得税より低い水準になります。運用益にも低税率が適用され、60 歳以上なら非課税で受取可能です。日本では長い間、社会全体で支え合うという価値観が根付いており、日本の公的年金 (国民年金・厚生年金) は現役世代が高齢者を支える賦課方式です。近年は iDeCo や企業型 DC といった制度も導入されていますが、まだ利用率は限定的と言えます。「Superannuation」はアメリカの 401(k) に似ていますが、401(k) は企業が任意で導入するものに対して、「Superannuation」は国が法的に義務付ける強制積立年金の性格を有しています。オーストラリアでは国は最低限の安全網を提供するが、それ以上は個人の責任という考え方であるため、日本とは制度の背後にある社会の思想が異なるのです。

家や土地にかかる税金

家を持つと税金がかかるのはどの国も同じですが、内容は大きく違います。日本では、固定資産税や都市計画税が毎年かかり、保有しているだけでコストがかかります。オーストラリアでは州ごとに課される土地税が中心で投資目的の不動産の保有には特に重い傾向があります。日本では家 = 資産と考えられてきたことから、住宅ローン控除など長期居住者を優遇する生活支援型の税制になっています。一方で、オーストラリアでは家を資産形成の手段として考える文化が根強くあります。国民の多くが株式や不動産を組み合わせる資産を築く投資リテラシーの高い国です。自宅の売却益は非課税で、投資用不動産に課税が集中しています (家賃収入への所得税・売却益へのキャピタルゲイン課税など)。つまり、住むための家には税をかけず、資産を増やすための家にはしっかりと課税するという考え方です。

ここで今、日本でも話題になっている外国人による土地・建物の取得について日豪それぞれの制度・税の状況を見てみたいと思います。日本では外国人の土地・建物については特に規制はなく、日本人と同じように土地・建物の所有権を登記・保持できます。一部地域で報告・監視制度が導入されているだけで、永住権やビザの種類も関係ありません。不動産取得税、固定資産税、譲渡益課税、印紙税・登録免許税などの税金も日本人と差がありません。一方、オーストラリアでは外国人の土地・建物の取得や保有に関して、日本よりも制度・税金の両面で明確に厳しい仕組みになっています。日本では、外国人も日本人と同等の所有権を持ち、法的制約がほぼないのに対して、オーストラリアは誰が・どの種類の不動産を・何の目的で買うかを厳格に審査します。外国人が土地を取得するには、一般に Foreign Investment Review Board (FIRB) の承認が必要です。特に住宅用として開発される土地の場合には、「数年以内に住宅を建設する」などの条件が課されることがあります。外国人が住宅を購入する場合、新築住宅または未完成住宅に限定されるケースが多く、既存住宅は外国人にとって取得が制限されています。税金面では土地・住宅の購入時の印紙税が居住者より高くなる、住宅用の土地を保有する場合通常の土地税に加えてサーチャージが上乗せされる、不動産売却時の売却益に対する Capital Gains Tax (CGT) の居住用物件免除が適用されないケースが多いなどの違いがあります。州や物件の種類・用途などの条件により金額は異なるためあくまで目安ですが、同じ AUD100 万の家でも居住者は税負担 AUD10 万前後、外国人は AUD15 万以上に加えて毎年のサーチャージという差が出る場合も珍しくありません。オーストラリアが外国人の不動産取得 (特に住宅・土地) を厳しく制限しているのは、シドニーやメルボルンなど都市部での住宅価格が 10 年以上急騰しており、外国資本による投機的購入が住宅供給を圧迫していると政

府が判断していることなどが理由です。とはいえ、完全な閉鎖ではなく、建設・雇用・地方経済に貢献する外国資本は歓迎するが、登記や土地保有だけの資金は制限するという明確なスタンスです。

オーストラリアで働く人の所得税

オーストラリアで働く日本人が増えています。特に若い人のワーキングホリデー利用が増加しており、ワーキングホリデービザの交付数が、2022-23 年度には約 224,000 件に達し、コロナ前のピークに近づいています。オーストラリアは生活がしやすいことに加えて、最低賃金が高く、学校に通いながら仕事をするのが制度的に認められていることから、昔から非常に人気があります。ビザの最長は 1 年間ですが、条件を満たせば最大で 3 年間の延長が可能です。税制面でいうと、ワーキングホリデーには「Backpacker Tax」という 2017 年以降に導入された特別ルールがあります。2017 年以前は、ワーキングホリデーで働く人もオーストラリア居住者として所得税を申告できる余地がありました。この場合、オーストラリア人と同じく AUD18,200 までの非課税枠が適用されました。つまり、一定条件を満たすと最初の AUD18,200 は税金ゼロ、その後は累進課税という仕組みだったのです。ところが 2017 年以降、ワーキングホリデービザ保持者に対して「Backpacker Tax」として AUD0~45,000 の所得に一律 15%課税する制度が導入されました。ただし、2021 年のオーストラリア高裁（Addy v Commissioner of Taxation）判決により、滞在状況によっては居住者とみなされ、通常の税率や非課税枠が適用されるケースもあることが明確になりました。

また、正確なデータは開示されていませんが、オーストラリアには日本人の海外駐在員も非常に多く働いています。オーストラリアの税法では、「居住者」か「非居住者」かで課税範囲が異なります。大まかに駐在員として 1 年以上勤務し、現地に住居を借り、家族を帯同している場合には居住者とみなされるようです。居住者とみなされると、世界中（国内・国外）の所得が課税対象となるのに対して、非居住者はオーストラリア国内で得た所得のみに課税されます。この時、重要になるのが日本とオーストラリアの租税条約で、同じ所得に両国で税金がかからないよう、どちらが課税できるかを定めています。条約第 15 条では「183 日ルール」があり、①滞在が 12 ヶ月で 183 日以下であることのほか、②給与が日本企業から支払われ、③オーストラリアの事業拠点で負担されていない、の 3 条件を満たせば、課税は日本のみになります。逆に、現地法人が給与を負担した場合はオーストラリアでも課税対象となりますが、日本で「外国税額控除」を受けることにより二重課税は避けられます。つまり、駐在員の税務はどこに暮らし、どこが給与を払っているかで変わるということです。いずれにしても、日豪租税条約が国境を越えて働く人の橋渡し役を果たしているのです。

参考文献

- [Australian Taxation Office \(ATO\) — Working Holiday Maker 税率](#)
- [ATO — GST（消費税）制度の説明](#)
- [Government of Australia — Register for goods and services tax \(GST\)](#)
- [Grant Thornton — Indirect tax guide: Australia](#)
- [ANZ — What is superannuation in Australia?](#)
- [Articles on Superannuation for Working Holiday Makers](#)
- [Tax summaries — PwC \(Australia: individual taxes on personal income\)](#)
- [Additional blog/guides on Working Holiday Maker tax rates](#)

お問い合わせ

Seiwa Newsletter に関するご質問等は、当法人ウェブサイトの[「お問い合わせ」](#)フォームにてお願いいたします。